

【介護保険情報】
 平成18年度からの大曲仙北広域市町村圏組合の
 介護保険事業運営は次のようになります

1. 地域包括支援センターと地域支援事業について

(1) 日常生活圏域の設定

本広域では「日常生活圏域」の設定を、大仙市・仙北市・美郷町の3圏域とします。

| 圏域名 | 大仙市 | 仙北市 | 美郷町 | 合計 |
|-----|-----|-----|-----|----|
| 圏域数 | 1 | 1 | 1 | 3 |

(2) 地域包括支援センター

地域包括支援センターは1圏域に1つずつの設置、18年度は合計3カ所設置する予定。

大仙市は平成20年度までに3カ所に開設の計画である。設置・運営は保険者である広域組合から市、町への委託とし、配置人員はそれぞれの生活圏域の状況に応じ適正数を配置するものとします。

| 圏域名 | 大仙市 | 仙北市 | 美郷町 | 合計 |
|-----------------|-----|-----|-----|----|
| 18年度設置数 | 1 | 1 | 1 | 3 |
| 20年度までの設置数 | 3 | 1 | 1 | 5 |
| 18年度配置人員(予定) | 6 | 4 | 3 | 13 |
| 20年度までの配置人員(予定) | 9 | 4 | 3 | 16 |

(3) 地域支援事業

地域支援事業として次の事業を行います。

| | | |
|---------------|---|-------------------------|
| 介護予防事業 | ア) 介護予防のスクリーニングの実施 | 市・町が行なう |
| | イ) 特定高齢者(ハイリスク)等を対象とする介護予防事業の提供 | 実情に応じ市・町又は法人等に委託して実施する。 |
| | ウ) 一般高齢者を対象とする事業 | |
| 包括的支援事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防ケアマネジメント事業 ・ 総合相談・支援事業 ・ 地域ケア支援事業 ・ 権利擁護事業 | 地域包括支援センターが実施する |
| その他 (任意事業) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記事業以外に介護給付費適正化事業、家族支援事業などを行う。 | 委託を受けた法人等が実施できる |

(4) 介護予防給付(新予防給付)の実施について

| | |
|------------------|--|
| 介護予防給付(新予防給付)の実施 | 平成18年4月施行が原則であるが、本広域においては、平成19年度からの実施とする。 |
| 要介護認定に係る経過措置 | <p>要支援1、要支援2の区分判定は平成19年4月1日から有効とする(認定有効期間が平成19年3月31日で満了となる方の更新申請から適用、)ことから、条例で定める日前に要介護認定を受けている者は、旧法の要介護状態区分(要支援者含む)を適用し、従来の給付を受けることができることとする。</p> <p>ただし、認定審査に係る訪問調査票及び主治医意見書は平成18年2月から順次、新様式を使用する。</p> |

(5) 地域密着型サービスについて

本広域では地域密着型サービス整備の目標量を定め事業計画に位置づけたうえで、原則日常生活圏域を単位として整備していきます。

2. 事業者指定事務に関して

(1) 地域密着型サービス

地域密着型サービス事業者の指定は市町村が行なうこととなるが、事業者に対しての説明会を行ない、その後申請書提出、審査、指定を行う予定である。地域密着型サービスは市・町老人保健福祉計画、介護保険事業計画との整合性、生活圏域毎の整備状況を考慮しながら指定を行なっていくこととします。説明会の日程はあって連絡します。なお認知症対応型共同生活介護についてはみなし指定となります。

(2) 介護予防サービス

介護予防サービス事業者の指定は従来どおり県が行なうことになるが、本広域は平成19年度からの新予防給付の実施であるため、圏域内被保険者のみへのサービス提供事業者は18年度末までに指定を受ければよいことになる。ただし他保険者への介護予防サービスを提供する必要がある事業者は18年4月1日からの指定を受けておく必要がある。指定申請については県にお問い合わせ下さい。

3. 介護予防サービスのケアマネジメント

(1) 本広域の介護予防サービスのケアマネジメント

介護予防サービス提供のためには地域包括支援センターが指定介護予防支援事業者の指定を受けケアマネジメントの業務を行なうこととされているが、その業務の一部を厚生省令で定めるもの（居宅介護支援事業者）に委託することが出来ることとなっている。

本広域では介護予防給付は19年度からであることから、実際の委託は19年度からとなるため、居宅介護支援事業者は従前の利用者が介護予防サービスへ円滑に移行できるよう、18年度中に委託の内容と範囲を地域包括支援センター設置者（市、町）との間で協議していただきます。

* 指定基準、報酬改定案の詳細は「WAMネット」で確認下さい。